

脱税は、犯罪。



脱税者は、
見つかる。

VS



査察官は、
見つける。



国税庁

査察調査

我が国は納税者自身による適正な申告と納付に支えられています。

課税の公平を確保するためには、故意に不正な手段で税金を免れた者の責任を厳しく追及しなければなりません。このため、特に悪質な脱税をした者に対しては、査察調査という特別な調査を行い、税金を納めさせるだけでなく、懲役又は罰金という刑罰を科すための証拠収集を行います。

この査察調査には、国税庁と国税局に配置されている国税査察官(全国で約1,500名)が当たっています。

査察調査では脱税者の収入・資産のすべてを調査します。

高級品(車・時計・不動産など)



TOPIC

消費税の不正受還付事案を告発

1

- 同一の高級腕時計のシリアルナンバーや不正に入手したパスポートの写しを用いて書類を偽造し、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上を計上することで、不正に消費税の還付を受け、又は受けようとした。
- 輸出物品販売場の許可を受けたコンビニエンスストアにおいて、虚偽のパスポート情報を用いて免税商品を販売したと装い、架空の輸出免税売上を計上することで、不正に消費税の還付を受け、又は受けようとした。

TOPIC

社会的波及効果の高い事案を告発

2

- 脱税請負人が、脱税のために虚偽の経費を計上するスキームを節税とうたって、広く納税者を勧誘し、納税者らが当該スキームを利用して法人税及び消費税を免れていました。

査察調査の流れ

情報収集



テレビ・新聞・雑誌・インターネット・投書・張り込み・CRS・国外財産調書等

内容の検討



許可状の請求



証拠物件の検討



租税条約に基づく情報交換

デジタル・フォレンジック

証拠物件の差押



強制調査

質問調査



調査書類のまとめ



検察官へ告発



判決



裁判所へ起訴



検察官捜査



精神的苦痛



お金の負担



懲役



名誉・信用の失墜



脱税で有罪になると

最長で懲役10年+罰金が科されます。

一審判決の状況 (令和5年度)

有罪割合	懲役	罰金
100%	平均 約15.6月	平均 約1,500万円



TOPIC

輸出物品販売場を悪用した消費税受還付犯に実刑判決

3

輸出物品販売場の許可を受けたドラッグストアにおいて、外国人旅行者に化粧品等を販売したように装い、架空の輸出免税売上を計上することで、不正に消費税の還付を受け、又は受けようとした法人の代表者に懲役4年、不正加担者に懲役3年の実刑判決が出されました。

また、同不正加担者が関与した別法人の代表者について、同様の方法で不正に消費税の還付を受けるとともに、不正に消費税を免れていたとして懲役2年の実刑判決が出されました。

国税庁ホームページ

国税庁

検索

<https://www.nta.go.jp>



Web-TAX-TV
(インターネット番組)



「脱税を見逃さない！ 国税査察官の仕事」
[14分52秒]



「隠された脱税資金を追え！ 国税査察官の仕事Ⅱ」
[20分52秒]

